

工事の適正執行のための^{かんどころ}勘所
(ver.1.1)

令和 6 年 2 月

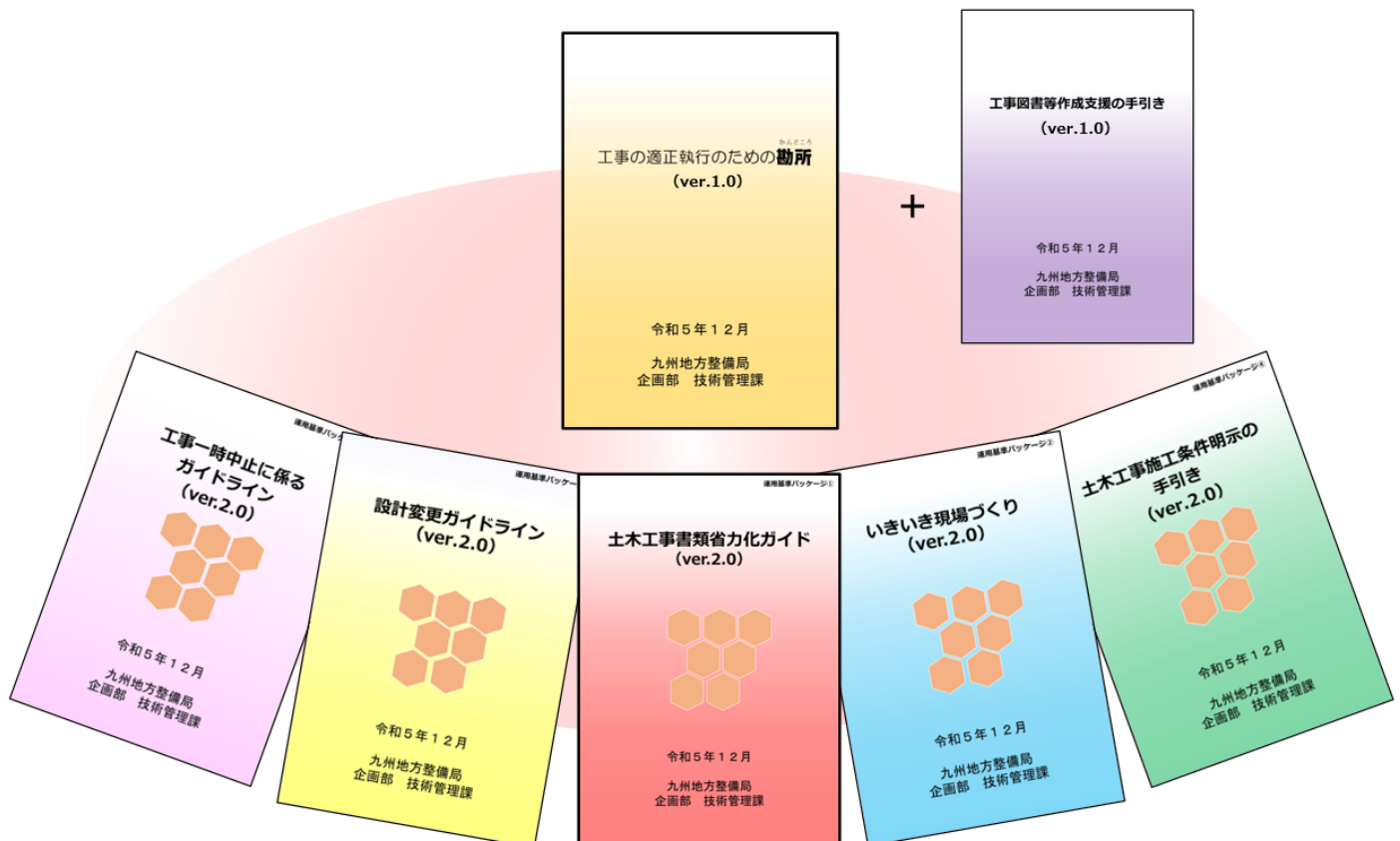
九州地方整備局
企画部 技術管理課

工事の適正執行のための^{かんところ}勘所

I. 品確法に定められた、『発注者の責務』を再認識しましょう！

- 予定価格の適正な設定（必要な費用の計上、見積りの活用）
- 歩切の根拠（現場状況に即した積算）
- 低入札価格調査基準価格（自治体：最低制限価格）の設定・活用の徹底等
- 施工時期の平準化（国債、繰越活用）
- 適正な工期設定（週休2日制・雨天率・作業不能日設定、1班作業工程）
- 適切な設計変更（適切な工期確保（延期）・適切な増額変更）
- 発注者間の連携体制の構築（三者会議、設計変更協議会等に判断できる者が参加）

～働き方改革のための「五つの運用基準（通称：5ルール）」&「勘所」～



Ⅱ. 適正執行のための“勘所”を確認してください！

建設産業の新たな課題である“長時間労働の是正”や“生産性向上”に対応するため、令和元年に「担い手三法(品確法／建設業法／入契法)」が改正された。一方、来春(R6.4)から改正労働基準法により罰則付き時間外労働規制が建設業にも適用されることから、受発注者間に内在する課題が顕著化することが懸念される。

そこで、発注者の責務として明確化された事項等に大きく反した運用とならぬよう、発注者として適正執行に努めるべく運用の“勘所(かんどころ)”を以下にまとめた。

設計段階

◆ 「工期」「価格」は適切か？

- ☐_工期設定支援システムを活用し、**複数班施工等の工事は、必要な経費を計上**
- ☐_地域の実情等(出水期、地域の祭り、片付け等)に応じて**必要な作業不可日を計上**
- ☐_平準化・余裕を勘案し工期設定(繁忙期避け)国債等を積極活用(**余裕工期を原則設定**)
- ☐_標準歩掛が適用できない現場は、**見積により現場条件に応じた価格設定**

◆ 変更対応も視野においた条件明示を！

- ☐_着手後の変更も想定した上で、**事前に明確にしておくべき当初条件も記載**
- ☐_施工条件明示チェックリスト、**施工条件確認シートの内容を組織的にチェック**

施工段階

◆ 日々のコミュニケーションによる“ものづくり”

- ☐_**工事工程クリティカルパスを共有**し、受注者の責によらない工程に影響する事案発生の場合は**工期及び費用を適正に変更**
- ☐_まずは当該工事に関する設計の考え方と課題を**現場技術員(監督補助)も含めて共有**
- ☐_事業は段取り八分。**ワンデーレスポンス(回答時期の明確化を含む)を徹底**
ウィークリースタンスを適用
 - ①依頼日・時間及び期限に関すること
 - ②会議・打合せに関すること
 - ③業務時間外の連絡に関すること

◆ 円滑な協議対応

◆ 設計変更資料の役割分担

- ☐_必要以上の情報を求めぬよう、**早々に設計変更協議会等で技術副所長等を含めて議論**
- ☐_上記会議では**資料作成等の役割分担を明確化**
- ☐_発注者自ら作成すべき資料でやむを得ず作成できない場合は、**必要な経費を計上したうえで第三者を活用** ……………【別途「工事図書等作成支援の手引き」参照】

完成時

◆ 完成検査

- ☐_契約事項を理解したうえで、**「検査書類限定型」(10書類)を活用した工事検査**

Ⅲ.現場における留意点

【工事内容に見合う対価】

■変更が3割を超えたことを理由に「設計変更に応じない」「打ち切り竣工」などはあってはならない

⇒○目的物の構造特性や現場条件等から分離発注が難しく一体不可分なものについては、当該工事にて適切に（増工）設計変更を行う。

○そのためには、指示内容の費用を把握した上での予算管理が行えるよう、現場（出張所長・建設監督官）と発注担当課は常に情報共有

注意：・設計変更協議会で変更内容を確認、両者納得の上で変更

■変更において、一方的な当初数量減は厳に慎むこと

⇒○当初発注の前提条件でもある「数量」を大幅に変更する事は、当初発注時の「入札の公平性」にも影響

○やむを得ず数量減とせざるを得ない場合においては、事前に受注者への丁寧な説明と対等な立場での議論により合意を得ること

注意：・設計変更協議会で変更判断・決定できる職員の下、内容の確認を行うこと

■過去の変更事例に関わらず、適切な理由で現場施工されたものは設計変更の対象とする

⇒○品確法に定められている発注者の責務として「適切な設計変更（適切な工期確保・適切な増額変更）」から、受注者の責によらない必要な施工に対しては相応の対価を支払う必要がある

○一方で、設計変更には施工条件変更理由が必要であることから、当初発注時の「条件明示」や契約後の「工事工程のクリティカルパスの共有」は重要である

注意：・施工上、必要な内容等については契約上、協議に基づき変更の対象とする

【生産性向上】

■運搬可能な規格の製品であれば、現場打ちとの経済比較なしでプレキャストを採用してよい

⇒○中型までのプレキャストであれば、特車等により運搬可能なものは、原則、二次製品を採用
ただし、現場・運搬条件等によっては、採用出来ない場合もあり得る

○大型プレキャストの場合は、VFM比較（例えば、工期/技能者数/安全性/施工日数/休暇日数/コスト費用/環境負荷/景観/早期完成効果/地域特性etc）により有利であればプレキャストの導入が可能

注意：・施工者からプレキャスト活用の提案がなされた場合、従来であれば「承諾」による施工であったが、中型までの一般的な製品であれば変更可能

【心配であれば技術管理課へ相談】

【技術者交代】

■やむを得ない事情や一定の区切りが認められる場合は、監理技術者は交代してよい。

⇒○令和5年9月29日事務連絡にて、以下の途中交代の要件を満たせば交代が可能

①病気・死亡・退職等、やむを得ない場合（時期を問わず途中交代が可能）

②受注者の責によらない契約事項の変更（工期延期）を伴う場合、交代が合理的な場合

③工程上一定の区切りと認められる（品質・出来形管理が必要な工種完了）場合

注意：・交代前後の監理技術者は、同等以上技術力確保が必要。

・同等以上の技術者配置が出来ない場合は、競争参加資格満足すれば、交代可能。
なお、その際に後任技術者が前任技術者と同等とならなかった場合、前任技術者と同等の技術力により工事が実施されれば、工事評点の減点は行わない。